

南相馬市農業委員会公示第 8 号

公 示

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

南相馬市農業委員会会長 今野 由喜



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条 又は第 33 条の 該当条項等	農地の所有者 等の情報
南相馬市小高区小屋木 字川北 3 4 番 3	田	369.00	賃借権	第 33 条第 1 項	(亡) 杉本 鬼子雄

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが
確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地
について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法
第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農
地の所有者又は当該農地について、所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする
者（以下「所有者等」という。）を確知出来ないことから行うものである。（農地法
施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事
項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて、農業委員会
に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の
所在地、代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

- 4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。